

地方独立行政法人西都児湯医療センター定款

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 役員及び職員（第7条—第14条）

第3章 理事会（第15条—第17条）

第4章 業務の範囲及び執行（第18条—第20条）

第5章 資本金、出資及び資産（第21条・第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び西都市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、西都市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の事務所の所在地は、西都市大字妻1550番地とする。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事3人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、あらかじめ理事長が定める順位により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、西都市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、法人が次に掲げる書類を西都市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法第13条第6項第1号に規定する書類

(2) その他西都市の規則で定める書類

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第9条 理事長は、市長が任命する。

(理事長以外の役員任命)

第10条 理事は、理事長が任命する。

2 監事は、市長が任命する。

(役員任期)

第11条 理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。

2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までの期間とする。

3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第12条 市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が法第16条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前2項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(職員に関する事項)

第13条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第3章 理事会

(設置等)

第14条 法人に理事会を置き、理事長及び理事をもって組織する。

(招集)

第15条 理事会は、理事長が必要と認める場合に招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して理事会開催の求めがあつたときは、理事会を招集しなければならない。

(運営)

第16条 理事会に議長を置き、理事長の職にある者をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、理事会を組織する者の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

(4) 理事会が定める重要な予算の執行に関する事項

(5) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(6) 法人の規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項。ただし、理事会が定める軽易な改正又は廃止に関する事項を除く。

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第4章 業務の範囲及び執行

(病院の設置)

第18条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
西都児湯医療センター	西都市大字妻1550番地

(業務の範囲)

第19条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療を提供すること。

(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 医療に関する研修を行うこと。

(4) 健康診断等の予防医療を提供すること。

(5) 災害時における医療救護を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第20条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第5章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第21条 法人の資本金は、法第6条第3項の規定により西都市が出資する。

(残余財産の帰属)

第22条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、西都市に帰属する。

第6章 雑則

(委任)

第23条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この定款の施行の日以後最初の役員任期は、第11条の規定にかかわらず、当該日から起算して3年（理事及び監事にあっては1年）を経過した日後における最初の3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。